

みさかきたこども園大規模修繕等工事
「事後審査型条件付き一般競争入札」公告

社会福祉法人さくら福祉会が発注する、みさかきたこども園大規模修繕等工事は、事後審査型条件付き一般競争入札により行いますので、下記の通り公告します。

令和7年 4月 21日
社会福祉法人さくら福祉会
理事長 雨宮 孝信

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工 事 名 | みさかきたこども園大規模修繕等工事 |
| (2) 工事場所 | 山梨県笛吹市御坂町金川原380 |
| (3) 工事概要 | (大規模修繕) 構 造 鉄筋コンクリート造2階建て
延べ面積 672.30㎡
建築面積 697.22㎡
(増築建物) 構 造 木造 平屋建て
延べ面積 45.54㎡
建築面積 74.52㎡ |
- なお、対象工事は建築工事、電気・機械設備工事、外構工事の全て。
- | | |
|------------|-----------------|
| (4) 工 期 | 契約日 ～ 令和8年3月31日 |
| (5) 予定価格 | 非公表 |
| (6) 最低制限価格 | 非公表 |

2 事後審査型条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格・条件

現に有効である山梨県における建設工事の競争入札参加資格の認定を受けている者、かつ、笛吹市入札参加資格者名簿（建設工事）に登載されている者で、次に掲げる要件をいずれも満たしている者。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であり、同条第2項の規定に基づく入札参加制限を受けていない者。
- (2) 当法人の役員またはその親族（以下「法人役員等」という。）が役員に就任している法人、法人役員等が議決権の過半数を有している法人その他の法人役員等が特別の利害関係を有するものでない者。
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過していない者でない者。
- (4) 入札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。

- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。ただし、それぞれの申立てがなされている者にあつて、手続開始決定後に競争入札参加資格の再認定を受けている者はこの限りでない。
- (7) 民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け、支払いが不可能になった者でない者、又は第三者の債権保全の請求が常態化したと認められる者でないこと。
- (8) 対象工事に係る設計業務等を受託した者ではなく、又当該受託者と資本又は人事面において関連のない者。
- ・ 設計業務受託者：株式会社馬場設計
 - ・ 住 所：山梨県甲府市塩部四丁目15－8
- (9) 入札日に、山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止、及び、笛吹市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領の規定に基づく入札参加資格停止期間中でない者。
- (10) 入札日に、地方税・消費税及び地方消費税の滞納がない者。
- (11) 山梨県所管区分における中北地域管内・峡東地域管内に本店もしくは支店・営業所を有する者で、かつ、山梨県における入札参加資格において令和7年3月31日の直前に終了する事業年度を対象とした建設業法第27条の23に規定する経営事項審査(建築工事一式)総合評定値(P)点が850点以上である者。
- (12) 元請かつ単独受注としての請負工事で、平成27年4月1日以降(過去10年度間)に完成、引渡しを行った、次の要件を満たす建築一式工事の施工実績を有すること。
- ①用 途：児童福祉施設その他これに類する施設
 - ②工事種別：改修工事(若しくは改築工事(新築工事)、増築工事)
 - ③構 造：木造、鉄骨造、又は鉄筋コンクリート造
 - ④規 模：1棟の延べ面積が500㎡以上
 - ⑤金 額：1件の工事請負額が8千万円程度

3 入札参加申出書の受付期間及び提出方法

- (1) 受付期限 令和7年4月28日(月)から5月2日(金)まで
- (2) 提出書類 みさかきたこども園大規模修繕等工事 事後審査型条件付き一般競争入札参加申出書(様式第1号: ホームページ公告よりダウンロード)
- (3) 提出先 社会福祉法人さくら福祉会 岩崎保育園 担当者: 雨宮 智信宛
電 話: 0553-44-1524
所在地: 甲州市勝沼町下岩崎1731
- (4) 提出方法 提出書類記入のうえ担当者宛てメールにより送信を基本とし、メール送信後は電話連絡により提出書類到着の確認をすること。それにより難しい場合は受付期間内に提出先に連絡の上直接届出ることでもよい。

4 設計図書の配布期間及び受取り方法

- (1) 配布期間 令和7年5月1日(木)から5月2日(金)まで
なお、受付時間は午前10時から正午までとする
- (2) 配布方法 社会福祉法人さくら福祉会 岩崎保育園 担当者: 雨宮 智信宛
電 話: 0553-44-1524
所在地: 甲州市勝沼町下岩崎1731にて配布とする。

5 問い合わせ先

- (1) 入札参加申出書、入札手続きに関する事項
社会福祉法人さくら福祉会 電 話 0553-44-1524
岩崎保育園
甲州市勝沼町下岩崎1731-1 メール iwasakihoikuen@be.wakwak.com
担当者 雨宮 智信
- (2) 質疑・回答、設計図書の内容に関する事項
株式会社馬場設計 電 話 055-251-2300
甲府市塩部四丁目15-8 メール ishii.kouki@babasekkei.co.jp
担当者 石井 幸貴

6 設計図書に関する質疑・回答

令和7年5月12日(月)から5月14日(水)の間に、上記問い合わせ先(2)まで、電子メールにて質問すること。(質問書式は自由書式で良いが、エクセル・ワードを用いたオリジナルデータに記入しメール添付提出すること。)

なお、回答については、令和7年5月16日(金)に全質問者へ電子メールにて回答する。

7 入札手続き

(1) 入札及び開札の日時、場所

令和7年5月24日(土) 午前10時から

社会福祉法人さくら福祉会 岩崎保育園(隣接 専福寺会館内 会議室)

甲州市勝沼町下岩崎1731-1

(2) 提出書類

入札時に持参する提出書類は、設計図書配布媒体に格納された「入札時提出書類」による次に掲げる指定様式とする。提出時は、みさかきたこども園大規模修繕等工事事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)を一番上にして、書類が散逸しないように一括してクリップ等で挟み提出する。封筒には入れない。

① 申請書(様式第2号)

② 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件等総括表(様式第5号)

③ 施工実績調書(様式第6号)

④ 配置予定技術者調書(様式第7号)

⑤ 積算内訳書(金額は入札書の金額と一致すること。)

参考資料として提出を求めるものであるが、提出無き場合は入札書を無効とする。

(提出書類の最後に挟み一緒に提出すること。)

⑥ 入札・開札・見積りの委任状がある場合、入札時提出書類の積算内訳書の次に挟み提出する。

(3) 入札方法

落札者の決定に当たっては入札金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札書は自由書式とする。

(5) 入札執行回数は原則1回とする。

(6) 1回目において予定価格を下回る業者が無ければ2回目の入札を行う。

(7) 入札に際し提出する積算内訳書は、表紙に鑑(直接工事費と共通費を記したもの)と大規模修繕(建築改修工事、電気設備改修工事、機械設備改修工事)、増築建物(建築工事、電気設備工事、機械設備工事)の直接工事費大項目までを添付する。(入札1回目、2回目共通)

8 支払い条件

- (1) 着手金 工事着手時 契約金額の4割以内とする。
- (2) 中間金払い 無し
- (3) 完成払い 契約金額残金 概ね竣工検査2ヶ月後（国及び市補助金受領後）

9 その他

- (1) 本競争入札については最低制限価格を設ける。
- (2) 入札保証金（入札金額の10/100以上）は、免除するものとする。
- (3) 契約保証金（契約金額の10/100以上）は、納付するものとする。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえることができる。
- (4) 契約書は笛吹市建設工事請負約款に準じるものとする。
- (5) 現場説明会は行わない。
- (6) 入札参加資格確認資料作成に係る説明会及びヒアリングは行わない。
- (7) 落札者は入札参加資格確認資料に記載した配置予定の技術者を対象工事の現場へ専任で配置すること。
- (8) 入札参加資格の申請を行った者は2（1）から（12）の要件を満たす者であることを誓約したものとみなす。
- (9) 入札に参加しようとするものは談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約書の条項に基づき、契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (10) 災害その他の事情により、入札日時を延期することがある。
- (11) 契約締結は、落札者決定後、理事会の開催・承認により速やかに決定する。